



上場株式等の配当所得や譲渡所得がある場合の所得税・住民税の取り扱い

所得税の課税方法

(1) 所得税の課税方法

- ・所得税には、所得が多いほど所得税率が高くなる超過累進課税制度(5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%の7段階の税率)が適用され、課税方法は、「総合課税」と「分離課税」があります。
- ・「**総合課税**」は、給与所得やアパート経営からの不動産所得、個人事業主が得る事業所得、土地・建物・株式以外の譲渡所得、分離課税されない利子所得や配当所得などの所得をすべて合算して税額を計算します。
- ・「**分離課税**」は前述の所得とは分離し、所得の種類別に税額を計算する制度で、「**源泉分離課税**」と「**申告分離課税**」に分けられます。

(2) 「申告分離課税」と「源泉分離課税」について

- ・「**分離課税**」とは、一部の所得を他の所得と分けて課税する制度のことで、**確定申告の必要がある「申告分離課税」と確定申告の必要がない「源泉分離課税」とに分けられます。**
- ・分離課税の対象となる所得のなかでも、**土地や建物の譲渡したときの所得や株式の譲渡による所得、山林所得、退職所得などは、「申告分離課税」制度による確定申告をしなければなりません。**ただし、**上場株式の配当に関しては、「源泉分離課税」、「申告分離課税」、「総合課税」のいずれかを選択することができます。**
- ・なお、**上場株式の配当は支払いを受ける時点で所得税15.315%と地方税5%が源泉徴収されています。**

(3) 申告分離課税で確定申告すると得？

- ・所得税額は、所得が多い人ほど所得税率が高くなりますが、**上場株式等の配当所得を申告する際、「総合課税」か「申告分離課税」かを選択できるため、各々のメリットを知ることで納税額を低く抑えることができます。**
- ・「**総合課税**」を選択すると**配当控除を受けることができますが、超過累進課税制度が適用されるため、配当を含めた総合課税全体の所得が高い人にはかえって損です。所得税の税率が低い場合に選ぶとよいでしょう。**
- ・「**申告分離課税**」を選択した場合、**配当控除は受けられませんが、上場株式の譲渡損失がある人は「損益通算」が適用できるので得することになります。**

所得税と住民税で異なる課税方式を選択

- ・納税者は従前より、**上場株式等の配当所得**について「**源泉分離課税(申告不要)**」「**申告分離課税**」「**総合課税**」の3つの課税方式から任意に選択することができました。平成29年度税制改正により、納税者が所得税と住民税で異なる課税方式を選択することで、積極的に有利な方式を選択できる手続きが明確になりました。
- ・改正前においても、異なる課税方式を選択できましたが、手続きが明確にされていないことで、**所得税の確定申告書を提出し、住民税の申告書を提出せず、所得税の確定申告書の提出により住民税の申告書を提出したとみなされ、上場株式等の配当所得等について所得税と住民税で同じ課税方式が適用されてきました。**
- ・しかし改正により、**所得税の確定申告書が提出されている場合でも、市町村民税の納税通知書が送達されるまでに、これらの上場株式等の配当等につき「源泉分離課税(申告不要)」を選択する旨等の住民税の申告書を提出した場合、市町村長が納税者の選択により手続きを行うことが明確になりました。**

【今月の経営格言】 沢山の用事を言いつけられる者が、結局一番幸せになる。
by 渋沢 栄一

どんな大企業のオーナーでも、最初から人を使う立場で社会生活をスタートするものはいないし、人に使われる者の心得を知っておく必要がある。「人に使われる者が最も大切にしなければならないのは、主人に『この人物をなるべく永く使いたい』と思わせること。だから用事を沢山言いつけられることはとても良いことで、不平を言うのではなく、幸せだと思わなければならない」

「渋沢栄一 巨人の名語録」より
伊藤智哉税理士事務所